

## 東栄町通学路交通安全対策連絡会設置要綱

## (設 置)

第1条 東栄町は、町内通学路の交通安全の確保に向けた取組みの基本方針(以下、「基本方針」という。)の策定又は見直しに必要な情報交換を行うとともに、基本方針に基づく取組みを継続的に推進するため、東栄町通学路交通安全対策連絡会(以下、「連絡会」という。)を置く。

## (掌 握 事 務)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 基本方針の策定又は見直しに必要な情報交換に関すること
- (2) 基本方針に基づく取組みの継続的な実施に係る情報交換及び連携に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学路の交通安全の確保に関し、教育委員会、総務課、建設課が必要であると認める事項に関すること

## (組 織)

第3条 連絡会の委員(以下、「委員」という。)は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 東栄小学校
- (2) 東栄中学校
- (3) 設楽警察署交通課
- (4) 交通安全協会設楽支部東栄分会
- (5) 新城設楽建設事務所設楽支所建設課
- (6) 新城設楽建設事務所設楽支所管理課
- (7) 教育委員会教育課
- (8) 総務課
- (9) 建設課

## (任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員は再任されることができる。

## (座 長)

第5条 連絡会に座長を置く。

2 座長は、教育委員会教育長を充てる。

## (会 議)

第6条 連絡会の会議は、座長が招集する。

2 連絡会は、必要があると認めるときは、連絡会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶 務)

第7条 連絡会の庶務は、東栄町教育委員会教育課において処理し、調整補佐役として総務課、建設

課を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。